

第8号様式

相模原市
国民健康保険

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

被保険者記号・番号										母親の氏名										年齢	
10 -										フリガナ										歳	

分娩年月日			出生児氏名 (死産の場合は未記入でも結構です)			世帯主との続柄			分娩の種類		
年 月 日						1子 2子の子(孫) 3その他()			1生産 2死産(12週以上) 3差額支給		

分娩機関	所在地		都道				区市	
	名称		府県				町村	

振込指定先	金融機関名		銀行・信金・信組				本店		店番号		
	預金の種類		労金・農協				支店				
		1. 普通		口座番号(右詰め)				フリガナ			
		2. 当座						氏名			

出産育児一時金申請額

上記のとおり出産育児一時金の支給を申請します。

振込先の口座名義人が申請者(世帯主)と異なる場合には、上記の口座名義人を代理人とし、上記指定口座への振込をもって相模原市からの支払金の受領と認めます。

年 月 日 -

住 所 _____

申請者(世帯主) 氏 名 _____

電話番号 自 宅 ()

緊急連絡先 ()

国民健康保険に関するご連絡に使用します。

相模原市長 あて

(注意) 母親の方が、健康保険、船員保険又は各種共済組合の被用者保険に1年以上加入されていて、子の出産がその被用者保険をやめた日から6か月以内であるときは、従前加入していた被用者保険から支給できる場合があります。ただし他市の国保、国保組合、社保の扶養だった場合は除きます。

区民課及びまちづくりセンター処理欄		受付年月日、受付場所		令和 年 月 日				受付者		
		() 区民課・まちづくりセンター・出張所								
母親住民コード		事 実 等 確 認	母親の資格取得年月日		住民票等照合		戸籍等照合			
			. .		母子手帳		死産届		海外出産	
出生児住民コード		差額支給		領収・明細書の写し		直接支払制度利用の文書の写し				
		直接支払制度未利用		領収・明細書の写し		未利用の文書の写し		死産証明の写し		
		海外出産		海外での出生証明書の写しと翻訳文 分娩時の海外滞在確認(パスポート、航空券等) 妊娠の事実確認(母子健康手帳、妊娠届等)						

出産育児一時金支給申請書の記載と添付書類について

1 支給申請の対象者

出産育児一時金は、被保険者の出産に関し、以下の要件のいずれかを満たす世帯主に対して支給するものです。

- 直接支払制度を利用し、出産（死産）費用が42万円を満たないとき
- 直接支払制度を利用しなかったとき
- 海外での出産のとき

2 申請書記載上の注意

分娩年月日欄・・・分娩をした日を記入してください。

分娩の種類欄・・・該当する番号に「 」をつけて下さい（2は妊娠12週（85日）以上のものに限る）。

分娩機関名・・・分娩した医療機関名と所在地を記入してください。

振込指定先欄・・・申請者（世帯主）名義の口座を記入してください。

口座名義人が申請者と異なる場合は、申請者がその口座名義人に支給金の受領を委任したとみなさせていただきます。

申請者欄・・・分娩年月日時点での世帯主が申請者になります。

3 申請書に添付する書類

出産育児一時金の申請ができるとき	添付書類
医療機関等への直接支払制度を利用し、出産（死産）費用が42万円を満たないとき	1. 出産費用の領収・明細書の写し 2. 直接支払制度を利用する旨の合意文書の写し 上記1、2が無い場合には「差額申請案内の記載のある直接支払制度の支給決定通知の写し」でも可
医療機関等への直接支払制度を利用しなかったとき	1. 出産費用の領収・明細書の写し 2. 直接支払制度を利用しない旨の合意文書の写し 3. 死産の場合は死産証明書または死胎埋火葬許可証等の写し（妊娠12週（85日）以上）
海外での出産のとき	1. 海外での出生証明書の写し 2. 上記1.の日本語翻訳文（翻訳者氏名および住所の記載のあるもの） 3. 渡航期間の確認できるもの（パスポート、出入（帰）国記録等） 4. 調査に関わる同意書

4 申請書の提出時期と支給時期

毎月15日までに申請した場合は、翌月の20日以降に支給します。

16日から月末までに申請した場合は、翌月の月末以降に支給します。

分娩年月日から2年以内に申請がない場合は、時効により給付が受けられません。

【お問い合わせ先】相模原市 国民健康保険コールセンター

電話：042-707-8111（FAX：042-751-5444）

運営時間：月曜日～金曜日（祝日等を除く）午前8時30分～午後5時15分
第2、第4土曜日 午前8時30分～正午

【担当課】相模原市役所 国保年金課 給付班

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号